

民間国外債の発行者の特殊関係者に係る届出書

(租税特別措置法第6条第14項に規定する届出書)

税務署長 殿

発行者の名称	
発行者の本店又は主たる事務所の所在地	
法人番号 (有する場合のみ記入)	

租税特別措置法第6条第14項の規定により、下記事項を届け出ます。

1. 発行者に関する事項；

利子に係る所得税の納税地(注1)	
判定事業年度開始の年月日(注2)	

2. 特殊関係者に関する事項；

- 判定事業年度開始の時ににおいて当社の特殊関係者に該当する者はありません。
- 判定事業年度開始の時ににおいて当社の特殊関係者に該当する者は以下のとおりです。(注3)

非居住者又は外国法人の氏名又は名称	国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地	特殊関係者に該当する事情

摘要
----

(注1) 所得税法第18条第2項の規定による指定があった場合には当該納税地を記載する。  
 (注2) 「判定事業年度」とは、発行者のこの書類の提出に係る租税特別措置法第2条第2項第19号に規定する事業年度（民間国外債の利子の支払の日を含む事業年度）をいう。  
 (注3) 租税条約等の規定により所得税が免除される者にあつては記載を要しない。